

○厚生労働省告示第百号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第1の1中(199)を(202)とし、(143)から(198)までを(146)から(201)までとし、(142)を(144)とし、その次に次のように加える。

(145) 乳濁細胞培養インフルエンザHAワクチン（H5N1株）

別表第1の1中(141)を(143)とし、(140)を(142)とし、(139)を(140)とし、その次に次のように加える。

(141) ナタリズムマブ（遺伝子組換え）

別表第1の1中(138)を(139)とし、(119)から(137)までを(120)から(138)までとし、(118)の次に次のように加える。

(119) 沈降細胞培養インフルエンザワクチン（H5N1株）